北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議開催要綱

（目的）

第１条　第三次北九州市高齢者支援計画（介護保険事業計画を含む）の推進及び次期北九州市高齢者支援計画（介護保険事業計画を含む）の策定・推進にあたり有識者や市民で構成する「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議（以下「推進会議」という。）」を開催し、構成員相互の意見や情報の交換を通して幅広く意見を聞き、高齢者の支援と介護の質の向上を図る。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、第１条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について意見交換し、助言を行う。

(1)　高齢者の活躍推進、社会貢献・地域活動に関すること
(2)　介護予防に関すること
(3)　認知症対策に関すること
(4)　権利擁護に関すること
(5)　地域包括ケアに関すること
(6)　在宅生活の支援に関すること
(7)　地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援センターの設置・運営等）に関すること
(8)　介護保険に関すること
(9)　地域密着型サービス運営委員会（地域密着型サービスの運営等）に関すること
(10)　その他市民や事業者の参画など高齢者施策の推進に関する必要事項について意見交換し、助言を行う必要があると認められるもの

（構成員）

第３条　構成員は、次の各号に掲げるもののうちから、保健福祉局長が選任する。

(1)介護サービス及び介護予防サービスの利用者又は被保険者
(2)介護サービス及び介護予防サービスに関連する事業者及び職能団体等
(3)地域における保健・医療・福祉関係者
(4)学識経験者
(5)その他保健福祉局長が適当と認めた者

（任期）

第４条　構成員の任期は３年間とする。

２　構成員が欠けた場合は、補欠の構成員を置くことができる。この補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第５条　推進会議に座長及び副座長１人を置く。

２　座長、副座長は、保健福祉局長が選任する。

３　座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

４　座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

（会議）

第６条　保健福祉局長は、第２条に定める事項に関する意見や情報を聴取し助言を得るため、当該事項ごとに構成員を招集し、構成員の意見を踏まえ会議を開催し運営する。

２　推進会議は、第１項に基づき招集された会議において、第２条に掲げる事項ごとに意見交換し、助言を行う。

３　第１項に定める会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、当該会議の決定により非公開とする。

(1)　不開示情報（北九州市情報公開条例（平成１３年北九州市条例第４２号）第７条）に該当する事項について、意見交換等を行う場合

(2)　その他非公開とすることに相当する理由がある場合

（会議録等の公開）

第７条　公開の会議については、その会議録を作成し、次の事項を記載するものとする。

(1)　会議名

(2)　議題

(3)　開催日時

(4)　開催場所

(5)　出席した者の氏名

(6)　議事の概要

(7)　会議経過（発言の内容）

(8)　その他必要な事項

(9)　問い合わせ先

２　非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第５号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第７号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

（推進会議の庶務）

第８条　推進会議及び第６条に基づき招集される会議の庶務は、保健福祉局において処理する。

（その他）

第９条　ここに定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は別に定める。

付　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。